

## 志摩市 平成20年度「未収金対策」の状況!

自治体の根幹を成す重要な財源であります市税や各種公共料金は、公平公正な徴収が不可欠であります。市では課をまたいだ未収金対策検討委員会を設置し、情報の共有や徴収方法などの検討を行っております。特に社会問題となっております多重債務者の救済についても積極的に取り組むとして、平成20年度には、**多重債務者16名の方を→司法書士へ紹介**するなどを行っております。

未収金に占める割合が最も大きい市税と国保税の収納対策として、平成20年度の「**三重地方税管理回収機構**」への移管件数は→**50件**、約**2億7,000万円**を移管しました。20年度、回収機構での**徴収金実績は→約3,455万円**でありました。市ではさらにインターネット公売や電話催告システム導入にも取り組んでいます。滞納整理には「払える者」「払えない者」の区別が重要であることから、20年度は約**25,900件**の滞納者の財産などの調査や約**1,900人**の納付相談を行っており未収金の時効措置にも前向きに取り組んでいます。

### ◎平成20年度 市税・国保税など・その他事業すべての未収金額◎

志摩市の平成20年度未収金は(全会計)合計で**総金額=約31億6,000万円**です。

市税などの一般会計で →	約17億9,000万円	(尚、数値は決算が終了していないため、確定したものではありません。)
国保税などの特別会計で →	約 8億9,000万円	
事業による企業会計で →	約 4億8,000万円	

市税及び国民健康保険税の滞納整理にともなう→差押件数の内訳は		
債権関係	不動産関係	その他
● 預貯金 253件	● 不動産差押 62件	● 組合出資金 10件
● 国税還付金 52件	● 不動産参加差押 80件	
● 生命保険 40件	合計 142件	
● 建物保険 3件		
● 年金 3件		
● 給与 1件		
合計 352件		

平成20年度 総 差押件数は→**504件**です。

滞納税の消滅時効の抑制ということから、差押や納付誓約の徴収に努めたことから、市税及び国民健康保険税の消滅時効にともなう**不納欠損処分額**は、前年より約7割削減できるようですが、滞納整理事務の必要性が一段と厳しく重要になってきます。

志摩市の平成20年度**不納欠損処分額**は(全会計)で合計額=約**2億3,100万円**です。

市税などの一般会計で →	約1億6,000万円	(尚、数値は決算が終了していないため、確定したものではありません。)
国保税などの特別会計で →	約 2,400万円	
事業による企業会計で →	約 4,700万円	



また、「**県・市町県税滞納整理職員併任職員に関する協定書**」に基づき、平成21年5月1日から平成22年2月末日までの10ヶ月間、県から**併任職員1名**の派遣を受けており、市税の自力執行権としての滞納処分や三重地方税管理回収機構への移管に関する相談及び返還者の調査、調査結果の整理や再検討による滞納処分、執行停止など幅広い滞納整理業務に支援いただいているところです。市民が納税の義務を果たし、公平性を保つためにも「**納期内の納付**」を守りたいものですが、行政は**市税をはじめ公共料金全般にわたる滞納整理の強化**により一層取り組んでいただきたいと思います。

## 地域限定の基金・その運用方針を明確に定めるべきだ!

志摩市の各種基金残高は、平成20年9月30日の発表では、現在高は約**43億6,771万円**と運用分、約**8億5,043万円**の合計約**52億1,814万円**ということでした。志摩市の基金は、24種に分かれる基金となっているものであります。この基金の中で、地域名が掲げられているものが8基金ありまして、このうち**地区名を限定したものが6基金**、存在するわけでありまして。自治体の基金とは、条例に基づいた自治体、自らの預貯金と言えるものでありますから、条例に定められていまして、目的にそって管理、運営、処分などの運用が出来るものであります。

志摩市の**21年度の当初予算**(3月議会)におきまして、歳入部分の**繰入金**として、7の基金から**一般会計へ1億7,114万円**のお金を(各種基金から預貯金をおろして使うようなものです)繰り入れた、当初予算案が提出され、議会ではすでに、可決成立していたものでありましたが、今回、6月議会の一般会計補正予算審議におきまして、その中の一つでありました「**浜島地区福祉施設整備基金**」だけが**繰り入れを撤回**されまして、約**860万円**の繰入金は、もとの基金に差し戻されること可決されたのであります。 **地区限定の基金**につきましては、これらの基金設置に向かった旧町当時の地域の事情により、いきさつや背景があり、その地区において、それぞれの目的で条例をつくり独自の基金を設けたわけでありました。

合併にともないこれらの基金すべては、**市に移行され志摩市の基金と条例**ということになりましたが、基金の取り扱い運用に関しましては、行政の判断や一部の声だけではなく、広く開かれた**地区住民の合意形勢**が一番重要で大事なことではないのでしょうか。住民の地域にかける熱い思い、願いを勘案し、地区限定の基金の取り扱いについては、早急に「**市の運用手順を示し方針を明確に規定**」すべきであると、私は考えています。

阿児地区振興基金	2億2,848万円
船越地区振興基金	2億9,253万円
大王地区真珠養殖漁業振興基金	1億5,804万円
浜島地区福祉施設整備基金	1億4,592万円
浜島地区物産等振興開発基金	337万円
浜島地区教育施設整備基金	2億7,909万円

## 芝桜と花苗木生産の志摩市観光農園・管理会社決定する!

志摩市は、閉館していました「元伊勢志摩ゆりパーク」を「**志摩市観光農園**」として、指定管理者制度により運営するための事業者を再度、募集していましたが、ようやく管理会社を選定しまして、6月議会に提案し議決されました。主な内をお知らせします。



指定管理者/株式会社 志摩観光農園  
 本店所在地/志摩市磯部町穴川511番地5  
 会社設立/平成21年4月23日  
 資本金/100万円・発行済株式/100株  
 職員の配置/職員体制は5名  
 施設内路地面/植栽して「**メインを芝桜公園**」  
 遊歩道等/通年、楽しめる花木を植栽  
 生産施設/しいたけ・うど・みずな・花苗等  
 販売施設/地元農水産品等の販売・朝市開催  
 地元食材、加工品の食堂・土産店  
 体験施設/農作業・押し花・クラフト等

志摩観光農園・出資者名簿			
代表取締役	南 英雄	志摩市	農家
取締役	垣内 善通	北牟婁郡	農家
取締役	寺田 武則	鈴鹿市	農家
監査役	山分 忠和	志摩市	
	谷川原万欣	志摩市	認定農家
	橋本 一敏	志摩市	農家
	堀内 宏	北牟婁郡	認定農家
	塩飽 克次	北牟婁郡	農家
	助田 時夫	志摩市	
	西井 勇	伊勢市	

尚、志摩市から管理委託料の負担は無く、指定管理期間は平成21年7月～平成25年3月までの契約となっております。会社として、道の駅「伊勢志摩」「伊勢志摩物産館」「場外馬券発売所」を一帯化施設と考え【**ささゆりの郷**】として再整備して行く計画を示しています。